

令和4年第7回久万高原町議会定例会

令和4年12月 7日

○議事日程

令和4年12月 7日午前9時30分開議

- 日程第1 議案第78号 久万高原町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第79号 久万高原町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第80号 久万高原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第81号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第82号 令和4年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第83号 久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第84号 久万高原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第85号 令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第9 議案第86号 令和4年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第87号 令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第88号 令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第89号 令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第90号 令和4年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第91号 令和4年度久万高原町公共下水道事業特別会計補正予算

(第1号)

日程第15 議案第92号 令和4年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算

(第1号)

日程第16 議案第93号 令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算

(第1号)

日程第17 議案第94号 令和4年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第1号)

日程第18 議案第95号 令和4年度久万高原町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

日程第19 報告第22号 決算特別委員会議案審査結果報告

日程第20 報告第23号 決算特別委員会議案審査結果報告

日程第21 報告第24号 決算特別委員会議案審査結果報告

日程第22 報告第25号 決算特別委員会議案審査結果報告

日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員(13名)

1番 阪本雅彦

2番 玉井春鬼

3番 光田優

4番 瀧野志

5番 田村昭子

6番 熊代祐己

7番 高橋誠

8番 森博

9番 岡部史夫

10番 大原貴明

11番 大野良子

12番 西山清一

13番 高橋末廣

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町長 河野忠康

副町長 佐藤理昭

教育長 小野敏信

総務課長 木下勝也

|                   |         |                     |         |
|-------------------|---------|---------------------|---------|
| 住 民 課 長           | 沖 中 敬 史 | 保 健 福 祉 課 長         | 西 森 建 次 |
| 環 境 整 備 課 長       | 辻 本 元 一 | ふ る さ と 創 生 課 長     | 西 村 哲 也 |
| 建 設 課 長           | 猪 上 浩 明 | 林 業 戦 略 課 長         | 小 野 哲 也 |
| ま ち づ くり 営 業 課    | 高 木 勉   | 農 業 戦 略 課 長         | 菅 和 幸   |
| 会 計 管 理 者         | 釣 井 好 春 | 病 院 事 業 等 統 括 事 務 長 | 渡 部 定 明 |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 長 | 中 川 茂 俊 | 消 防 本 部 消 防 長       | 大 野 秋 義 |
| 代 表 監 査 委 員       | 菅 洋 志   |                     |         |

○議会事務局

事 務 局 長 篠 崎 慶 太

事務局 (朝 礼)

議長 本日の出席議員は13名です。  
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。  
(午前9時30分)

議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 日程第1、議案第78号「久万高原町職員の高齢者部分休業に関する条例の  
制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方、ございませんか。  
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。

お諮りします。

議案第78号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号「久万高原町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第2、議案第79号「久万高原町下水道事業の設置に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第79号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第3、議案第80号「久万高原町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
  
(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。  
  
(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 定年に関しての条例の改正の説明がございましたが、この65歳定年が実施されれば、町の職員定数にどのような変化があるのかをお聞きしたいと思います。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。  
65歳定年導入での職員定数への影響でございますけれども、職員定数につきましては、移行期間の定年延長対象者が全員退職しないものとして想定する必要もございますので、今回、この後、議案第80号におきまして、定数を適正な数に改正することといたしておるところです。  
以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 それは 8 1 号でお聞きするとして、今後における適正な職員定数に対する方向性と、定年延長により、職責の位置が変わることで、日々の職務に影響は出ないのか、その点についてお聞きをします。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

今後におきます適正な職員定数に関する方向性でございますけれども、やはり人口規模、それから社会情勢に沿った業務、組織、それから職員数を考えていくこと、計画的に見直していくことが必要だと思いますので、逐次見直していく必要があるかというふうに考えております。

それから、定年延長によります職務の影響でございますけれども、部下と上司の関係、それから業務へのやりがい等、いろいろ影響がないとは言えないとは思いますが、職責が変わりますことをきちんと認識して、積み重ねてきていただいた知識、それから人脈、また経験を生かして、役割を果たしていただけるよう、業務内容も今後、検討していく必要があるかというふうに考えております。

働き手世代、町内でも減少しておりますので、役場内におきましても、貴重な戦力として制度を適切に運用してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議 長 岡部議員、よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。  
討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第80号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第80号「久万高原町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第4、議案第81号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)



岡部議員 今回 81 号の改正でございますけれども、町関係で勤務される方として、それぞれの処遇等の改正内容として承知をいたしておりますけれども、正職員、会計年度任用職員、これらのほかに、契約による個人事業主的な方が存在しているかと思いますが、この個人事業主的な方が全体で何人ぐらいいらっしゃるのか、その数字について御説明をいただきたいと思います。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

契約によります、委託業務によります個人事業主の方の数でございますけれども、現在、清掃、運転、それから施設管理、保育等、多様な業務につきまして、一時的なもの、それから年間を通じてお願いしているものなど、全て含めますと、延べで 98 人の方に、それぞれ業務をお願いしているところというふうに考えております。

以上です。

議長 岡部議員、よろしいでしょうか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 98 名の個人事業主的な方が、委託として町との関係をもっているということでございます。

そういった中で、雇われる側としては、労務災害、そういったものが非常に気になるところでございますけれども、2022 年 10 月から、被用者保険が適用拡大をされました。個人事業主は、一般的に労災保険には入れませんが、今回、特別加入という制度が設けられております。中小事業主、ひとり親方等、特定作業従事者、海外派遣者、こういった方々がその特別加入として、労災対応になる入口が開かれました。

この関係で、町は制度加入にする場合に、特別加入団体というものを、各事業所において、それに加入するための申請手続が必要になりますが、こういっ

た特別加入団体という受け皿を、町はつくっているのかいないのか、それをお聞きします。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

今、委託事業でお願いしている方については、通常の労災保険の対象ではございませんので、それについては、適用を受けておりません。

それから、質疑にございました特別加入という制度でございますけれども、これにつきましては、加入できる事業も限られております。そういったことで、町におきましては、特別加入という制度は、現在のところ適用をいたしておりません。

しかしながら、別途、全国町村会が行っております自治体委託業務等災害補償保険というのがございまして、こちらのほうに加入して、万が一業務従事中に個人事業主の方が事故等に遭われた場合、対応をすることといたしております。

この保険につきましては、死亡、それから入院、手術、通院、休業等に対応しておりますので、そういった事例が発生した場合には、この保険を適用いたしまして、適正に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長 よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第81号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第81号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第5、議案第82号「令和4年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。

討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。

議案第82号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第82号「令和4年人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第6、議案第83号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 介護職員、また看護師あたりが集まらないので、病院の77床の病床が十分

に対応できてないというふうに聞いております。自治体病院として、松山で手術した後の安定期の入院、大きなところを担っておるのではないのかなというふうに思いますが、例えば入院したくても、入院できない、そういった方がおいでるのかなと思いますが、今、手当の議案が出てまいりましたが、これで十分、看護師さんがちゃんと用意できるのかできないのか。ほかの病院と比べて、十分なのかどうなのか、その辺についてお聞かせをいただいたらと思います。

議長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 瀧野議員の質問にお答えします。

他の周辺の病院施設等と比べまして、自治体病院につきましては、事務長、看護師長等で連絡協議会を開催しております。そういった中の情報共有ということで、久万高原町立病院が手当等に関する問題につきまして、どういう状況かということ、周辺の自治体病院にそぐわない手当は設定しておるといふようなところを認識しております。

これにつきまして、看護師、介護職員が集まるのかということにつきましては、いろいろな諸条件がございますので、今後、職員の確保について、継続的に採用活動を行っていきたいと考えております。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 先般の当の会においてお聞きしますと、自給当たりが随分安いんじゃないかなというような話も出ておりました。その金額では、なかなか人も集まらんなど。その他の問題については、また別のところでお話はお伺いしますが、そうすると、今の答弁をお聞きしますと、給料その他については、十分だということで、認識して構いませんか。

議長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 現在の手当、給料等で十分かどうかということでございますけれども、一般

の民間の病院等と比較したわけでもございません。共有する自治体病院間の共有でございますので、予算については精査した状況ではございませんけれども、現状といたしましては、今の給与制度、それから手当の制度等で採用活動を行っていくということが求められるかと思っております。

以上です。

議長 瀧野議員、よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方、ございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第83号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第7、議案第84号「久万高原町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の医療費助成条例、これについて子供たちが非常に医療の恩恵を受けるということについては、喜ばしい限りではございます。

この件に関しては、以前から議会からも、何人もの議員がたびたび実施の要望をしておりましたけれども、実現には至りませんでした。

今回、実施をするということに至った理由について、お聞きをしたいと思います。

議長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

議員さん言われてましたとおり、今までにもいろいろな議員の方が一般質問等で、この問題について御意見をいただいております。

今回につきましては、コロナの長期化、そして物価高騰等もありまして、この機会にということで、この条例は一部改正をさせていただいております。

また、近隣の市町におかれましても、そういうような動きも活発化されておることも鑑みまして、今回というふうなことで改正させていただいております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部課長 私はこの条例案に反対をしているものではありません。ただ、この概要書の説明に、説明の冒頭を見ますと、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、これによって、今回の15歳、18歳までの医療費無料化したという理由とは、ちょっと、関連性については、ないこともないと思うんですけども、もっと具体的な、町として、もうこれはどうにも、このまま医療費の無料化を放置できない。だから18歳まで引き上げたんだと、明確な理由があるはずなんです。

今の保健福祉課長の説明では、とってつけたような理由をつけて、やりますなんていう説明では困ると思いますが、その点、副町長、補足の説明をお願いします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

今までにも複数の議員さんから要望もいただいた、その中で、町としての答弁といたしましては、必要性は感じているということと、安心して子育てができるという環境は、いろんな施策にも取り組んでもおります。

こういった中で、これに取り組むことによって、恒久的な財源の確保といったところも出てきますし、それからあと、他の自治体の比較ということではありませんけれども、県内の自治体の状況も見ながら、検討していきたいという答弁をさせていただいておりました。

そういった中で、ここにありますがけれども、根本的には、今まで中学生までは医療費の無料化を、もう一つ上げて、高校生までやっていこうというところを、役場内で検討をして、今回、提案をさせていただいたところでございます。

これによって、町内の人口減少の対策として、あるいは子育てに安心して取り組めるような環境をつくっていきたいということで、今回、取り組んでいるところでございます。



議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部課長 保健福祉課長の説明よりも、幾分と深みを増した説明であったかと思えます。  
私が何が言いたいかと申し上げますと、必要性を感じていながら、やはり今まで実現できなかった、そういう案件はたくさんあるんですよ。正直言って、たくさん要望しています。

でも、何でこれができないのかなというのは、たくさん散見される中で、今回こういう形で、保健福祉課長の説明した新型コロナウイルスの感染症の影響が長期化し、なんていう言葉が使われるんだったら、それ以外のことも早急に引き上げて、実現に向かった対応をしていただきたいと、そういう思いで意見を申し上げております。

この件について、副町長、再度答弁をお願いします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

議案概要書の中では、昨今のこの状況も踏まえてというところがございますが、根本的なところは、岡部議員のおっしゃるように、どんな状況にあっても、町としての取り組む姿勢というところが基本でございますので、その点、御理解いただきたいと思えます。

議 長 よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 以前に15歳までの無償化を実施したときには、大体1,200万円ぐらいの医療費だったと思いますが、すぐに倍額の2,400万円になりました。

15歳から18歳までが何人おいでて、幾らぐらいの予算を用意されておるのか、お聞きをしたいと思います。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

該当人数は140名になります。予算としましては、新年度予算で300万円増額で組んでおります。

以上でございます。

議 長 よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第8、議案第85号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

お諮りします。

令和4年第5回9月定例会の議案第65号、一般会計補正予算の中で、瀧野議員の質疑に対する林業戦略課長の答弁が正確ではないとの指摘が住民からあり、このことについて説明したいとの申し入れが理事者からありました。

これを許可したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
理事者の発言を許可します。

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長 9月定例議会2日目における瀧野議員の、森林内で起こる様々な問題解決に向けた森林での調査は、今、どこが行っているかという質疑に対するの答弁を、訂正させていただきます。

議員御指摘のように、森林においていろんな問題が発生した場合には、幅広い調査が必要となります。

森林組合では、久万林業活性化プロジェクトなどで、森林所有者から委託を受けて、間伐等を行う場合、施業境界の確認のための調査などを行っています。

また、林業商社においても、森林に関する相談の中で、境界の相談があれば、現地で調査することもございます。

また、国土調査の成果における問題については、役場住民課が窓口になって行っておりますが、森林においては、林業戦略課が伐採届けを所管しており、連携をして、迅速にこの問題に取り組むべきであったと反省しております。

今後は、こうした問題が起きないように、対策を講じていくとともに、役場の各課が連携して対処してまいりたいと思います。

このたびは、久万広域森林組合に対しまして、多大な御迷惑をおかけいたしました。

今後は、十分注意をして、答弁するよう心がけたいと思います。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。  
質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 前回の答弁がどういう答弁だったか。どういうことで森林組合におかれたのか。

はっきり言って、削除されるのであれば、間違いを訂正されるのであれば、間違い部分をちゃんとされて、こういうふうに訂正しましたという答弁がないとおかしいんじゃないですか。

議長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

9月定例議会の2日目の話では、境界の錯誤については、基本的に森林組合が補助申請の窓口になっているという答弁をいたしました。これにつきましては、境界の錯誤に関しましては、森林組合は行っておりませんので、その部分を訂正させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 私はいろんな調査があると思いますがと聞きましたが、はっきり言って、競売物件であったり、いろんなところの調査事項については、いろいろあると思うんですね。

調査というのは、例えばどんな調査があるんですか。これからもいろんな問題が起きてくるとは思いますけれど、担当課がしっかりそれを認識していないと、同じ間違いを繰り返すかもわからないですね。

調査事項には、どういうことがあるか、答弁してください。

議長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長

瀧野議員の質疑にお答えいたします。

森林に関する調査でございますが、これに関しましては、森林の資源調査、それから立木に関する評価の調査、それから森林内の環境等の調査、それから所有者に関する調査などがあるというふうに思います。

以上でございます。

議 長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

私は令和6年から森林環境税が徴収されますが、森林環境譲与税が前倒しで、全国の市町に配られておると思うんですね。

その中に、調査費があるから、総務課と住民課だけではなく、森林戦略課も一緒に参加して、山のことは調査費の中でもいろいろ検討はできるのではないのかという意味合いで、私はこの質疑をさせていただいたんですね。

的を得ていない答弁をいただきましたが、そういうことで前回は何ともしましたが、聞きますと、町民の皆さんから何か疑義があるのではないのかというような連絡があったということ。

議会での答弁については、しっかりとした、何を聞かれておるのかな。そのことについては、はっきりこうであると。そうでないのなら、そうでない答弁をするべきだと思うので、その件については、今後はしっかりと答弁をしていただきたいというふうに申しておきたいと思います。

答弁は結構です。

議 長

それでは、そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第85号「令和4年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）の提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

- ( 1 款 1 項 目 )
- ( 2 款 1 項 目 )
- ( 2 款 2 項 目 )
- ( 2 款 3 項 目 )
- ( 3 款 1 項 目 )
- ( 4 款 1 項 目 )
- ( 4 款 2 項 目 )
- ( 6 款 1 項 目 )
- ( 6 款 2 項 目 )
- ( 7 款 1 項 目 )
- ( 8 款 1 項 目 )
- ( 8 款 2 項 目 )
- ( 8 款 5 項 目 )
- ( 9 款 1 項 目 )
- ( 1 0 款 1 項 目 )
- ( 1 0 款 2 項 目 )
- ( 1 0 款 3 項 目 )
- ( 1 0 款 4 項 目 )
- ( 1 0 款 5 項 目 )
- ( 1 0 款 6 項 目 )
- ( 1 1 款 1 項 目 )

議 長 提案理由の説明が終わりました。  
これより、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

( 森 博議員を指名 )

森 議員 予算概要書の 1 1 ページ、8 款土木費の関連でございますが、町道の 2 路線  
の交付決定金額に伴っての工事費がかなり減額されておりますが、これは要望

した金額に、十分、国からの補助がつかなくなったということでの減額だと思うんですが、当初、どの程度の予定であったものがこれだけ減額されて、減額された分を翌年度に回されるんだと思うんですけれども、その辺の流れ、もう一度確認させていただいたらと思います。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 森議員の質疑にお答えいたします。

本事業につきましては、令和3年度に愛媛県を經由しまして、令和4年度の予算要求を、町から国に対し実施しておりましたが、令和4年度には、予算要求どおりの交付金決定での配分がなかったという結果でございます。

ほかの事業についても、要望額どおりの金額が割り当てられないケースもございます。

今回につきましては、町道槻仰西線は2,500万の要望をしておりました。結果としまして、交付決定額が442万9,000円です。それから、町道上野尻線が8,000万の予算要求をしておりました。結果、3,518万3,000円となりました。

以上です。

議 長 森議員、よろしいでしょうか。

(森 博議員を指名)

森 議員 今、お聞きしました減額が実施できなくなったということで、次年度に回すということだと思うんですけれども、今、物価、建設資材の高騰でありますとか、燃料費の高騰でありますとかいったところで、同じ工事をするに当たっても、かなりの工事費が増額しているんじゃないかと危惧されております。

要望しても、国がつけてもらえないのではしょうがないのではあるんですけれども、それぞれ緊急であるとか、安全面で、非常に危惧されるので、改修要望がきていると思いますので、その辺、さらに国のほうに強く要望していただ

いて、この2路線のみならず、町内でまだたくさん、緊急に補修をしていただきたいところがたくさんあると思いますので、さらに強い計画と要望をお願いしたらと思います。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 森議員の質疑にお答えします。

工事の早期完成を目指しまして、予算要求どおりの交付決定をいただけるよう、愛媛県に対しましても、事業の重要性、緊急性をしっかりと説明していきたいと考えております。

以上です。

議 長 (森 博議員を指名)

森 議員 その点、よろしく願いしたらと思います。

今、私が申しました建築資材とか、いろいろ建設単価の増加に伴って、今これ以外に町内各施設の改修でありますとか、得られていると思いますが、それに対する、例えば入札をしたけれども、その単価の金額ではできないといった、応札ができない業者、できにくい業者があつて、事業が進みにくい案件とか、そういった悪影響が物価高騰に伴ってないか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 森議員の質疑にお答えいたします。

まず、私は土木工事専門ということで、何年も仕事をさせていただいているわけですが、その中で、今回のようなコロナ、ウクライナのこともありますけれども、資機材の単価が、議員の言われますとおり、近年、上昇傾向にあるのは分かっておりますが、その中で、公共工事は工事完成までに期間を要することから、契約締結後の急激な物価変動に対応することも必要だということで、



工事請負契約書、第26条第5項の単品スライド条項というのがございまして、これは契約約款にも規定しておるものですが、変動後の資機材単価を用いて、工事費を算出し、その工事費の増減額が一定の割合を超えると、請負金額の変更を可能とするものというのがございます。

実際のところ、この単品スライド条項という適用は、請負契約を変更した事例はございませんが、工事請負業者のほうも、このようなものがあるということは把握しておりますので、相談があった場合には、適切な対応を町のほうもするという事としております。

以上です。

議長 森議員、よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 3款民生費、7目ささゆり荘のところなんですけど、概要書でも、電気料金の単価上昇等により、という光熱水費の増額補正が出ています。

今回の補正内容全体、ある程度見てみても、その他の費目でも、光熱水費の増額を上げているのは、自治振興のところでも少し上げているぐらいで、あとは光熱水費の200万も増額するということはないんですね。

なぜささゆり荘だけ200万の光熱水費が、今回、補正であがっているのかというのが、理解しがたいところがあります。ぜひ分かりやすい説明をお願いしたいと思います。

議長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

今回、200万の補正につきましては、電気代の補正であります。

電気料金につきましては、この時期になったということは、電気料金が今年の5月から10月までの間で、前年に比べまして5万から13万ほど上がって

いる状況もありまして、そこら辺を踏まえまして、この12月で補正させていただきまして、調整をさせていただいたということでもあります。

以上でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 私は、光熱水費の補正200万の根拠を聞いているので、今の課長の説明は、何やらひとつも分かりません。予算を立てている部署として、ほかの部署もそうでしょうから、しっかり根拠を説明していただかないと、ええかげんな説明で、私らが分かったよということにはいけないので。

高額過ぎるから、なぜですかということをお願いしているんです。その理由を具体的に、いろいろな流れは構いませんから、具体的にこうですということをおっしゃってください。

議長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

ささゆり荘の電気代につきましては、昨年度12月から3月までの間で、前年比で80万ほど増額しています。これにつきましては、基本料金の増額と、冬期の寒さに対応するため、床暖房の中温度を上げたものと推測します。

また、本年度5月から10月までの間で、昨年度に比べまして電気使用量が5万から13万ほど増額になっております。このことを踏まえまして、11月から3月までの間で、最大13万円を見込みまして、増額計上しております。

10月までの増額の要因といたしましては、今年度夏が暑かったということで、冷房使用料の増加や、コロナ禍にありまして、今まで以上に換気を小まめにする等の対策を強化したことによるものであります。

電気料金の今後の状況を見極めるために、12月補正とさせていただきまして、今回、200万の増額というものになっております。

今後におきましては、寒さが増してきますので、そこら辺を踏まえまして、入所者の体調管理に努めるとともに、床暖房やエアコンを適切に管理して、節

電にも努めたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 昨年の実績を説明してきたりして、何やら昨年、何か支払ってないのを今年度支払うような感じにも聞こえるような部分もあるんですが、もっと分かりやすく、予算編成で、上司の方もチェックしているはずなんで、副町長、あなただったらお分かりのはずですから、単純明快な答弁をしてください。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

今回の200万の増額でございますけれども、3点ございます。

まず、1点は、今年の夏、昨年度と比較して、先ほど言いましたように、非常にコロナ禍の中での体調管理といったところで、電気の使用料が増えております。

それから、もう1点は、昨年の冬の電気の状態を見まして、これから冬場になってきて、床暖房を、これも体調管理のために、昨年の見込み状況からすると、今年の当初で見通してた電気代が増えるだろうといったところで、冬場の入所者の関係で増額しました。

それから、もう1点は、今年の当初予算の段階で、実は令和3年度も予算増えてたんですけども、今年の当初の予算編成のときに、令和2年度の実績をもとにやっておりましたので、そのあたりの状況の見極めといったところで、今回は増えているという状況でございます。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 基本的に予算が足らんから増額補正したということに尽きる、それだけで終わるはずなんですけれども、説明しにくかったのは、今、副町長が答弁された3つのうちの3番目、令和4年度の当初予算の光熱水費を計上する際の算定の基礎が誤っていたと。

そういうことで、予想以上に、その不足額が増大したと。多分、そうだと思います。それで理解ができました。

今後は、こういう軽微な算定、当初予算の計上誤りということですね。考えがあつての、そういう削減はいいんですけれども、しっかりした算定をしていただくように心がけていただきたいと思います。副町長。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

当初予算の算定誤りと申しますか、当初予算の見込みのところは十分でなかったというところがございます。そこは御理解いただきたいというふうに思います。

なお、今回のささゆり荘に限らず、しっかりと決算も出ますので、そのあたりを十分精査して、財源的にも非常に厳しい中での予算編成となりますので、そのあたり、しっかり対応していきたいというふうに思います。

議 長 よろしいでしょうか。

そのほか、質疑ございますか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 大変心配しておるので、質疑をさせていただきます。

昨日、一般質問でありました太陽光発電、これは、これから後、20年、30年、はっきり言って、設置の段階からも産業廃棄物扱いができないということも聞いておりますし、昨日、いろいろと意見を聞いておりますと、かなり広

範囲に太陽光発電が設置されよるような感じですか。

景観の問題であったり、環境上の問題であったり、それから後の20年後、30年後の町民の皆さんの負担であったり、大きな問題がここにはあると思うんですね。

この件について、担当課はどこなんですか、本当は。環境整備課でいいんですかね。

そこら辺の、例えばまちづくりであったり、いろんな問題があると思いますね。山林の今後のいろんな条件整備であったり、いろんなことがあると思うんですが、環境条例も随分長くやっておいでたし、そこら辺では検討されなんですか。景観条例などもあります、何らかの形でしほりをもってこんど、これは大変なことになると思うんですね。

それから、風力発電もありますが、設置されたものは、固定資産税が十分とれるようなことになつとんですかね。その辺についても、答弁をいただきたいと思います。

議長 暫時休憩いたします。 (午前10時40分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前11時39分)

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 町を思い、全てを思いながら、思い切って手を挙げたのに、私はいつも途中で止められますが、本当に不思議でいけません。

先ほども話しましたように、将来ともこの町に住み続ける皆さんに対して、新しい事業、また特にこの太陽光発電については、大がかりな施設がどんどんできよる。我々はどこにできよるかわからん。

一般質問された方が、あこにも大きな施設、ここにも大きな施設というようなことで、初めて知ったわけです。これを町として説明ができないというので

は、私はおかしいと思う。

先ほど言いましたように、長年環境条例についても、町長の肝いりでやっておられたと思いますが、この件についても、環境条例をしっかりとつくらなあかんと言って、何年もやってきたわけで、このことについても、後で答弁をいただきたいと思いますが、まず担当課長、一般質問で答弁されたんじゃないに、私が言いたいのは、今、どれぐらいな面積が、太陽光発電で、そこで設置されるんか。それと、このことについては、森林なら森林の伐採許可やいろんなことがあると思うんですけども、全く関係ないところへ設置されても、自由に設置することができるのか。

それと、さっき言いましたが、これをのけるときには、産廃認定されんという事は、応分のお金がかかります。そういったことについても、十分精査して、このことを町として受け入れておるのか、その点について、答弁をいただきたいと思います。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

太陽光の設置面積につきましては、今、資料手元にございませんで、後ほどということで御了解いただいたらと思います。

それから、いろんな規制にかかる部分につきましては、山林なれば林地開発の許可だったりとか、いろんなところでそういった許可が必要であろうかと思っておりますので、そういったところは事前に、設置者のほうで許可をとっていただきまして、担当課としましては、その許可がとれているかどうかというようなところも含めて、ガイドラインがございまして、そういったところで確認をさせていただいております。

また、廃棄等につきましても、ガイドラインに記載をしておりますので、そういったところについても、お願いをしているところでございます。

また、国などにおいても、そういった面につきまして、検討会を設置して、現在、検討をしているというところでございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 これは昨日の一般質問に対する答弁をただらとしておるだけじゃないですか。

私は、どれぐらいの広さの太陽光が設置されよるのか。現在と、将来もいろんな申し込みがあるのか。それと、それを把握できるようなことであったり、また、例えばそこは設置したらいかんとかいう規制ができるような状態があるのかと、聞いておるわけ。

ということは、今の話だと、誰が来て設置しても、町はそのまま見過ごすということですか。そこを聞きよるわけですよ。

町は、例えば設置したい人が来て設置したら、どこにでも設置できるんですか。

山の場合は伐採して設置せないかんですが、それなりに分かるんだけど、その点はどうなんですか。

太陽光発電について、町としての考え方はないんですか。最終処分場の問題については、あれほど長いこと、環境条例をどうのこうのとやったのに。これ、まさにどんどん入ってきよるけど、このことについては、一切関係ないんですか。調べてないんですか。

このことを言いよるんですよ。簡単なことでしょうが。答弁してください。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

町としましては、ガイドラインを設置しておりますので、それに基づいて確認をしておるところでございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 そしたら、そのガイドラインを説明してください。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

届出がございましたら、そのガイドラインに基づいて確認をしておるところなんですけれども、施工から廃棄、また維持管理等について、規制しておるものがございます。

議 長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今まで設置されておるのは、どれぐらいあるのか、許可をしよるんやったら、分かっておるんじゃないんですか。

今、太陽光で広範囲にわたって設置しとるんでしょう。これ、確認できてないんですか。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

届出をいただいているものについては、きちんと整理してのけてございます。ただ、数的に、今、書類お持ちしておりませんので、その辺はお答えができませんということでございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 数的に答弁ができへんから、通告をして一般質問があったわけやね、この太陽光については。それを把握ができてないというのは、おかしいんじゃないんですか。一般質問があったのに。そうでしょうが。

町の責任で、もし、例えば産廃の認定をしないということになっとるけど、



このことは本当なんですか。

もし20年後に設置者がおらんようになった場合、今回の国調も一緒ですよ。50年たって、時効がきとる。そういうように言われたときに、町の責任じゃないんですか。そのときは、大変なことになるんじゃないですか、これ。

産廃認定されんということについても、これは合うとるんですか、合うてないんですか。そのことについてはどうですか。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

産廃認定につきましては、今のところ認定はされてないというふうに解釈をいたしております。

議 長 よろしいですか。

そのほか、質疑。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 4款の保健福祉関係ですけれども、新型コロナウイルスワクチン、こういった関係の人件費の減額を、今回、されております。

昨日の県内のコロナ感染者数の報道がございましたが、これを見ると、2,000人を超えておると。町内でも、数字はわかりませんが、増えている傾向と感じています。

人件費を減らす主な理由について、御説明をいただきたいと思います。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

今回の人件費の減額につきましては、職員が行います残業代等々の費用の減額になります。

業務につきましては、コロナ禍にありまして、順次、業務を行っておりますが、その中でスムーズに業務ができておるという状況を踏まえまして、人件費の減額をしておるものでございます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今回の説明では、全然分からないのですが、9月議会においても、町有施設の対応状況、こういったことをお聞きした際、十分な対応ができているとは言えない、そういうふうに答弁をされたところであって、非常に心配をしております。

そういうこともある中、現在、第8波の到来ということで、非常にその対応を心配しておるところでございます。

その対応をさらに充実させていかなきゃいけないのに、ここで減額をするという、今の答弁は、非常に理解がしがたいんですが、ほかに何か理由があるんじゃないんですか。

これ、副町長答弁してください。ある程度、知っているんだと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

予算概要書にもございますように、今回、人件費の減額をしますということで、200万円の減額になっております。

この財源が、全て国費ということでございまして、年度の初めに、国へ体制の申請をするときに、当初を見込んで、少し多目に、昨年度の実績等も見ながら、全額国費になりますので、足らなくて、国費は後から請求するということはなかなか難しいところもありますので、昨年度の状況を見て、コロナの事業は全て国の補助金ですので、そこは申請をして、それと増額を予算に計上しておりましたけれども、今年の4月からの状況を見て、体制の金額の内容も見まして、非常に体制の業務も、比較的スムーズに、ワクチン接種とかも進み出し

たというところを踏まえて、現状を踏まえて、国費も絡むものですから、今回、減額をさせていただいたというところです。

具体的には、200万円の根拠ですが、一つは、担当課長申しましたように、一般職員の時間外手当、それから会計年度任用職員の、これも時間外手当、それから、それに絡む共済の負担金、これらを合わせて、現状からいくと200万円程度の減額をさせていただいたというところでございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 先ほどの予算の質問では、当初予算が見積もり誤りで少な過ぎたと。今度は、ちょっと多目に見過ぎていたというふうな答弁にもございますが、理解しがたい部分が残ってしまいます。

今の副町長の話を整理すると、言うたら、国費の部分の最終修正が、例えば12月議会でやっておかないと、3月議会では間に合わない、ということですか。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、当初予算の計上するときには、コロナ対策の業務ということで、なかなか見えづらい部分もございまして、そういったことで計上させていただいたということで、御理解いただきたいと思いますし、今回の減額のタイミングは、岡部議員が申されるような状況ではなくて、今回の現状を見て、減額して、予算ですので、可能なときに、速やかに補正をするといったところも必要かということ、今回、200万円の減額をさせていただいたところです。

国の手続の関係でというところではございません。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 これから第8波で、今までよりもさらに増えようかという状況の中にあって、

どれだけの余裕を見込んでいるかわかりませんが、その上での減額。

しかし、これは3月補正でも十分間に合うんじゃないですかね。足らなんだら対応が遅れてですよ、時間外手当も出せないと。そしたら職員の対応も、あるいはその他の接種関係に対する対応ができないと。これはもう、予算がないから仕方がないと。コロナ感染患者が増えても仕方ないと、そういう認識ですか。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

減額予算ですので、議員がおっしゃるように、3月議会でしっかり見極めた上でということも、一つの選択肢だというふうには思っております。

今後の見込みも見越した上で、今回、減額をさせていただいたというところでございます。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 非常に大事な予算、全て大事な予算ですが、特にこのコロナ関連というのは、今まで、我々も含めて経験したことがない、そして今回、第8波という状況の中で、関連予算を減額するというのは、よっぽどです。このことによって、もし支障が出たら、町はどう責任をとられるんですか。そこらも踏まえて、今回の減額予算に踏み切ったということで理解してよろしいのでしょうか。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

岡部議員おっしゃるように、コロナ対策というのは、住民の皆さんの安心安

全のところで重要な予算というふうに、当然、認識しております。

繰り返しの答弁になりますけれども、今後を見越しての減額というところで、今回、計上をさせていただいているところでございます。

議長 よろしいですか。  
そのほか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 4款衛生費、簡易水道事業会計繰出金を増額します、というところですが、水道事業は、公営企業会計に移行しておると思います。単式簿記と違って複式簿記。常に経営状態が把握できておるというふうに思います。

ですが、以前から大きな赤字が出ております。大規模な企業局であれば、本来ですと、自分のところで借入をして、その赤字部分の補填をしなければいけない。ですが、小規模であるだけに、そういったことはしない。交付税措置があるということで、安穩とされておるというふうに思います。

今、どれぐらいの赤字があって、その赤字対策については、どのような対策をとられておるのか、お聞きをしたいと思います。

議長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

以前から、経営については、一般会計からの繰り出しに頼るところが大きいものと把握はしております。

今後、まだまだこれから修繕等出てくる可能性は十分考えられますが、長寿命化をするとか、管理計画を立てるなどしまして、その辺の経営状況を改善してまいりたいと考えております。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 答弁されたようなことでは、経営改善はできないと思います。もうちょっとしっかりした、経営に対する考え方を答弁してください。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

改善に向けてですけれども、今現在は、先ほども申し上げましたが、一般会計の繰出金に頼っておるところでございます。この改善に向けて、考えられますのは、使用料の増額とか、そういったことは考えられると思いますけれども、そのあたりにつきましては、町民の負担につながるるところから、慎重に検討していきたいと考えております。

今現在は、先ほど申し上げましたが、一般会計に頼っているところが大変大きいと考えております。

議 長 よろしいでしょうか。

ここで昼食のため、休憩いたします。 (午前 11時58分)

午後は1時より再開いたします。

(休 憩)

議 長 午前中に引き続き、会議を開きます。 (午後 1時00分)

議 長 議案第85号、質問続けます。

(玉井春鬼議員を指名)

玉井議員 柳谷小学校の体育館の改修工事についてですが、この柳谷小学校の大屋根については、建築当初から何か問題があるんじゃないかというような議題もあって、再三、直しておるわけですが、今回、どのような方法で直すのか。それから、今まで維持管理を、どのような方法でやったのか。学校の先生などは、

危険な、高い所ですので、管理ができないと思います。どういう管理をしてきたのは、お伺いしたいと思います。

議長 (中川教育委員会事務局長を指名)

中川事務局長 玉井議員の質疑にお答えいたします。

今回、柳谷小学校の体育館の大屋根軒修繕改修工事でございますが、主にアリーナの大屋根の軒の改修工事と、玄関、トイレ周りの下屋の改修工事、それと電気設備の工事となっております。

今回、先ほど御指摘がございましたが、既存の内どいの解体撤去を行って、外どいに形状変更、塩ビ雨どいの新設を行うものでございます。

これによりまして、内どいであれば内部に対しまして、雨等の浸食があるわけでございますが、外部に外どいを変更することによって、そちらのほうで改善されるというふうに思っております。

あと、施設の維持管理でございますが、高所作業車を要しますので、学校施設合わせて3件くらいを、定期的に管理をしてございます。

以上でございます。

議長 (玉井春鬼議員を指名)

玉井議員 この工事について、いつも完全だ、完全だということでやってきておるわけですが、また何年かたつと、すぐに雨漏りがするというようなことですが、工事にあたって、こういう方法がいいということは、どなたが決めたんですか。

議長 (中川教育委員会事務局長を指名)

中川事務局長 玉井議員の質疑にお答えいたします。

今回、協議する中で、雨どいの部分につきましては、従来、水の浸食のほうで激しいということで、これは抜本的な改修が必要であるというふうに、教育委員会のほうで協議をいたしまして、外どいに、工法にかえて完全なものにした

いというふうに決定いたしました。

議 長 玉井議員、よろしいですか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 教育費なんですけれども、結構、修繕工事が多いんですけれども、様々な修繕の要望が多い中で、教育委員会として修繕工事を実行するに至る基準というのは、どういう基準があるんでしょうか。お伺いします。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 教育委員会が所管しております施設に関しまして、数も多いわけなんですけれども、老朽化してまいりました施設もたくさん抱えております。

そこで、建築後40年以上経過したものという、これがまず優先順位の最上位にあがっていきこうかと思いますが、その中で、劣化状況などを調査しまして、さらに優先順位をつけ、行っているところでございます。

それで、国のほうで大規模改修にかかりますところで、長寿命化事業というのがございますが、それによって補助金を受けながら取り組んでいるわけなんですけれども、今後30年以上使用する予定のものという条件がついています。そんなことから、これから大規模改修をして、それを30年以上使い続ける、そういう施設が、さらに最重要の優先順位ということになろうかと思えます。

そんな基準をもって管理をしているところでございます。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 利用頻度の高い施設で、その中でですね、私が知っている、教育委員会にも通達しておりますが、そういう施設の玄関付近の修繕が必要な案件で、委員会にも報告し、実情把握しております。いまだ実行されていないというところも



あります。

ですから、どうしても施設を利用する方々というのは、高齢者の方も非常に多いわけです。しかし、そこはどういうことか、いまだ、本当数カ月たっていますが、実行されておられません。

地域の方々の利用も含めた危機管理とか、そういう地域の方々のための寄り添った対応というのは、各地域の公民館任せにしているのではないのでしょうか。どうも委員会の対応というのが、いまいちよくわかりませんが、その辺ちょっと具体的に答弁お願いします。

議長 (中川教育委員会事務局長を指名)

中川事務局長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

この関係につきましては、指定管理等、町有施設管理検討委員会の中で協議をされまして、平成26年から施行されています。

その中で、町有施設管理における費用負担の基本的な考え方のもと、それぞれ費用負担が決定をされております。

その中で、今回、お話の件につきましては、指定管理の中の修繕という部分になろうかと思えます。修繕につきましては、5万円までは分館のほうで御負担をいただく。5万円を超えるものにつきましては、町のほうが負担をするというふうな取り決めのもとになっております。それを踏まえまして、各分館から要望があった場合は、現場を確認して、その後、公民館と協議をしながら、事業を図っているということにしております。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 何か杓子定規な答弁ですけれども、5万円以下であれば、分館の修繕費ということでしょうけれども、でも、それはやっぱり指定管理にしろとも、教育委員会としては、これは目に余るというものであれば、指導もせずに、あとは責任はもう分館任せという逃げの状態でもいいんですか。

議 長 (中川教育委員会事務局長を指名)

中川事務局長 岡部議員の質疑にお答えします。

決して逃げているわけではございません。

教育委員会といたしましては、指定管理にしている以上、きちんと分館のほうに管理をしていただくということを基本にいたしまして、教育委員会としても、早急にそういった事案があれば、対処を分館と協議しながら、進めております。

議 長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 たまたまそこは、コロナの接種会場ですね、ワクチンの。関係者が、実費だけでも私が直そうかというぐらいな状況ですよ。そのことも事実を伝えていますよ。でも、あなた見てないんでしょう。ひとつとみたいなものの言い方してありますけれども。

私とあなたの話もした。その施設の状況も、話もした。その状況を見て、これは公民館の責任の範囲だから、知っていても私たちは公民館が対応しない限り、私らは関係ないと、そういうことの意味ですか。

議 長 (中川教育委員会事務局長を指名)

中川事務局長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

今の件でございますが、ちょうど分館のほうで屋根の改修と、テレビの受信の調査ということで、分館のほうで、そちらの方を優先して、事業のほうを実施したいという旨の協議がございました。

その後に、先ほど申されました、入口フロアの改修ということになるかどうか

思います。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 教育委員会のほうも、危機管理のなさというのはよくわかりました。今の現状を見れば、誰が見ても高齢者がつまずく、けがをする恐れがあるというのは、よくわかるはずなんです。

だけど、そこは指導しないという教育委員会の姿勢がよくわかりましたので、もし事故が起きたら、教育委員会が責任を持ってくださいよ。

質問の内容変わるんですが、以前にですね、コロナ対応として、町の出身の学生に対する支援の検討をされると答弁をされていたんですけども、教育長さん、この件についてはどのように対応されたのか、関連してお伺いします。

議 長 (小野教育長を指名)

教育長 コロナの、当初そうした旨、発言したかと思えますけれども、その後、文科省の補助事業等、るる研究してまいりました。なかなか義務教育を外れた部分での使い道が難しいという、制限もかなりありまして、御指摘のところ、取組ができていないというようなところでございます。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 私が質問したときに、実際、実情も調査しながら、必要な取組を検討していきたいということでしたよね。だから、今の答弁を見ると、文科省と何たら、国の補助であるコロナ支援の関係の中に、枠にはまらないとかどうか、そこで片づけてしまおうというふうな感じにもとれるんですけども。

やはりこの町から優秀な人材を輩出していくという部分についても、いろんなところでいろんな意見が出ているはずですから、そういった部分で、ただ言うだけでなく、ぎりぎり検討して、これから向こうはちょっと難しいとか、

そういうしっかりした、分かりやすい答弁をしていただけませんか。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 御指摘のところ、これから十分検討して、できること、また対応を考えていきたいというようなことを思いますけれども。

何せ補助対象がどこまでその対象として捉えられるのか、十分研究をしながら、検討していきたいと思います。

以上です。

議 長 よろしいですか。ほか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 10款教育費の柳谷小学校体育館、先ほど玉井議員が質疑をされましたが、これは、私はちょうど合併のときに、柳谷村から新町が引き受けた、幼・小・中、体育館、総額で8億数千万円の事業であったと思います。

当時、小野教育長が中学校の校長。いろんなことがあって、私はちょうど、総務厚生文教常任委員長やったですかね。その建築の不備について、特別委員会を立ち上げて、そのことを検討した経緯がありますので、このことについて質疑をさせていただきます。

当時も、校舎内も、廊下がもう本当にぼこぼこで大変なことになった。体育館も漏れよる。これでは大変だということで、建築をした設計事務所、設計者全て集めて、いろいろやりました。

その後、教育長が、教育長になったとき、私はちょうど議長だったと思いますが、そのことで教育委員会に話に来てくれというので来ました。

そのときに、工事を請け負うた設計事務所が、当初の設計事務所と同じ設計事務所だったんですね。この方がやるんですかと言ったら、やるんですって。そのときに工事もしましたね。

あれから何年たったかわかりませんが、まだ、ごくごく最近だと思う。なぜ

その工事が、これほど早く改修工事をしないといかんのか。その辺の原因については、そのときの当事者として、答弁をいただきたいと思います。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 今、当時のお話ございましたけれども、議会のほうでも大変お世話になったこと、覚えております。

その後、御指摘のように、当時、建築をいたしました業者が、このことに関わって、修繕をし、対応をしてくれたわけですが、しかし、当初から申しておりました設計ミスじゃないかと。内どいというところでは、限界があるんじゃないか。外どいのほうがいいんじゃないかというようなことは、素人目に、私たちも、瀧野議員も一緒に、そうした意見を述べたわけですが、内どいの設計ミスというのは、どうしても業者のほうでは認めておりませんでした。ここにきて、繰り返し修繕が必要などということから、今回、内どいを改め、外どいにといをつけ直すということに、踏み切ることになりました。

ここまでに長い時間がかかってしまったというところで、御迷惑をおかけしておるところです。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 初めの設計、それから教育長が就任されてからこの問題が起きたときの設計施工、同じ設計事務所やったんですね。今回はどんなんですか。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 瀧野議員の質疑にお答えします。

今回も同じでございますので、責任を持って対応するということ、確認をとっております。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 平成16年に柳谷村から、あの学校は新町が受け取ったんですね。それから20年たってない。その間に、工事を2回も3回もするという事は、おかしいんじゃないですか。

それと、ミスを犯した設計事務所、設計施工だから、その責任だと思うんですが、それがなおかつ今回もまた、それを請け合おうと、おかしいことないですかね。

議 長 (小野教育長を指名)

教育長 その業者選定に関してですけれども、これは業者呼んで、当初の設計業者と、かなり詰めました。そこで、業者としても、責任の一端を感じておるといようなことから、責任を持ってやらせていただきたい。最後まで、瑕疵担保ではございませんけれども、責任を持って改善を図りたいといようなことを、業者のほうからもございますので、責任を持ってやってもらおうと。そういうことで、業者を選定しておるところです。

以上です。

議 長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今、瑕疵の話がありましたが、それぞれ工事であったり、それぞれの設備によって、何年、何年とって、決まりが一応あると思うんですね。2回失敗して、一番最初が8億数千万、これ建築は二神組やったと思いますが、設計は、今回も請け負うとる **ジェイブカ** 設計管理。

同じことぎりして、3年前にかなり大きな改修工事をしましたね。それで、

3年しかたっていないのに、またこれはいかんというのは、面河地区でも体育館、長いこと内どいで、何回やってもいかんということで、最終的には違う方法をとったと思うんです。

内どい、言うたら、ああいう山の中で、葉っぱや小枝がどんどん飛んでくる。当然、詰まって、内どいは駄目ないうのは、誰が考えてみてもわかるんですね。当初からそれは分かっておったと思いますよ。

設計施工業者が悪いとか何とかじゃなしに、お願いする側もしっかりとそれは考えてやらないかんのじゃないですかね。

また3回目も同じところがやるというのは、問題じゃないんですか、これは。

副町長、これはどんなんですか。工事的には問題じゃないんですか。1回、2回、3回目も同じ業者がやって、また同じことを繰り返そうとしておるわけやね。それはどんなんですか。

議 長 暫時休憩いたします。 (午後 1時20分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 1時28分)

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質疑にお答えをしたいと思います。

通常、建物の改修等を行う場合は、こういった形で、設計から携わっているということで、内容について一番詳しい、熟知している、そういった事業については、同じ業者が対応する場合は十分考えられるというふうに思います。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 初めがその設計事務所さん、根津設計さんやったかね、本当の名前。2回目に教育長さんが就任されたとき、このときも同じ設計事務所さん。本来であれ

ば、今、副町長が説明したとおりであれば、あの地域の内どいがどんなものかが理解できんような業者に、発注すること自体が間違っていると思うね。ただで、お金捨てよるようなもんじゃないんですか、これ。

それは教育長さん、はっきり言って、一番最初に設計したところも、お分かりだったんですね。2回目も、どうしてもそこじゃいうてやられたんですね。今回も、聞いてみたらそこじゃと。おかしいことはないんですか。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 瀧野議員の質疑にお答えします。

一番最初にやった業者ということですがけれども、私が着任いたしましたときには、既に出来上がっておりまして、一番最初には関わっておりません。

その後、運用するに当たって、雨漏り等の問題が出てきた。そこから対応が始まったということでもあります。

2回目の工事をお願いをしましたのは、何とか責任を持って対応してもらいたいということで、業者を呼んで話をしました。そこから、業者としても責任を感じ、大幅に値引きをした工事価格を提示してきたということで、随意契約にしております。

それが、実は内どいから外どいという注文をつけたわけですがけれども、それはどうしても設計変更は、業者のほうは考えておりませんで、十分やれるという説明でございました。といの深さ、といの広さなど、容量を大きく変えて工事に入ったと。これが2回目だったかと思います。

しかし、その後、大雨等の規模も大きくなって、これでも対応できんということで、今回、3回目の工事でございますが、そこらの責任を感じた上での工事費提示というふうに、こちら考えております。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 最初の設計については、私は知りませんでしたやなしに、2回目のとき、私



と一緒に話したときに、これは最初の設計事務所やないですか言うたら、そうですと。でも、どうしてもということで、ということでやりましたんですよね。

さっきも言いましたように、面河の体育館は、同じ内どいで、本当に何回も何回も改修費を、お金を突っ込んだ。内どいがいかんというのは、前から分かっておるんですね、これ。

だから、その点について、なぜそれでも、根津さんにお任せしたのかと聞きよんよ。その点は、信用したんですか。できると言うたんなら、これ3年しかたってないんですけん、何とかささないかんでしょう、それは。

ほかの教育長さんがやったんじゃない、自分がやって、またこれ3年後に同じことを繰り返しとるわけですから、この責任は業者にあるんですか、ないんですか。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 その点は、瀧野議員とも一緒に、当初から指摘をしておったところに、主な原因があるというわけですので、私は強く業者に責任があるんじゃないかなと  
いうことで、業者もその責任を感じて、最後までやらせてもらいたいという  
うなことでございます。

責任をとった上で、最後まで関わってもらいたい、このようなことを思っ  
ておるところです。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 問題は、これはおかしいんじゃないですかって、最初にときに言うたでしよ。  
どうしてもというんで、根津さんがまたやったんでしよ。やったけど、3年間  
でこういうことになったんでしよ。

それは、責任あるんじゃないんですか、根津設計に。それはどんなんですか。

副町長、それはどんなんですか。たった3年しかたってない。それはどん  
なんですか、瑕疵の問題、いろいろさっき言いよったけど、その辺はないんです

か。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、前回のときに、2回目のときに、設計業者のほうで、こういう形でということで、協議して、決定して、町がその設計を受けたというところがございまして、その後の工事そのものについての瑕疵とかということになると、1年間とかございましてけれども、この設計についての瑕疵というのは、申し訳ございません、私、今、即答できる知識は持ち合わせておりませんが、通常的に判断して、瑕疵の可能性は低いのかというふうには思います。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 その辺についてですが、例えば、同じ業者が、同じことをして、同じ問題を3回起こしよるよね。二度あることは三度あるというけれども、これ、貴重な町民の皆さんの血税なんよね。こんな無駄な使い方してええんですかね。町は。問題は、そこを言いよるんですよ。同じことをして。これは、業者が悪いわけでも何でもなし。その失敗しよる業者にやらせた町が悪いんじゃないですか。そここのところは、今後のこともありますから、しっかりと答弁せんと、また4回目もやるのかやらんのかと問いよるわけです。その辺はどうなんですか。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、今回の案件ですけれども、内どいから外どいということで、抜本的な工事の、これまでの解決を図っているというところが1点あると思います。そういったところは、業者のほうからも、責任、教育長も答弁されましたように、業者の責任でやるというところがございますし、あとこれにあたっての、設計にあたっての費用につきましても、その業者から出てきた見積もりに対して、

同額ではなくして、半額に近い金額で設計をさせているというところで、費用の分も精いっぱい、町としては考慮した上での発注ということで、理解をしております。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 設計管理やったらですよ、設計管理をする業者に責任あるでしょう、それは。それだけの、例えば2%のところを3.5とか5%とかとるわけですね。そこのところの話し合いとかいうのは、3回目やのに、教育長さんは当事者として、設計事務所とどんな話しとったんですか。

このことは、今後は大丈夫じゃろうのという話はしたんですか。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 2回目のときから、瀧野議員は御存じだろうと思いますが、業者の瑕疵担保責任という話も、私のほうからはさせてもらいました。

業者の瑕疵責任があるんじゃないか。まあ言うたら、もう費用なしで改善してくれというような切込みをしていったわけですけども、精いっぱい頑張りますので、ということです。

教育委員会としても、瑕疵責任を追及しながらの改修工事というふうに捉えております。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 合併特例債、1,310万使うようになっらいね。交付税措置が70%あるとはいえ、35年近くかかって返済していかないかんことを考えると、これは大変なことやと思うんですよ。

これが3年前に起きた工事のやり直し工事やということが、問題やというんですよ。このやりとりを、町民が実際に見たら、大変じゃと私は思いますよ。

もう本当に、みんなコロナ禍で大変な思いしよるのに、こんなお金の使い方しよるんかと言われますよ。そこを問いよるんですよ。

だから、そこのところ、副町長さん、しっかり今後のことについて、答弁せんと。そこの答弁がひとつもないわけです。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質疑にお答えをしたいと思います。

瀧野議員が申されるように、町民の皆さんの血税を使っての予算でございますので、その点、非常に私自身も心苦しく思っているところでございます。

こういった案件でございますけれども、これまでの経緯、るる説明もさせていただきましてし、業者も責任を感じての対応というところでございますが、今後、このようなケースも出てくるかというふうに思います。そういったときには、今回のを踏まえて、しっかりと対応をして、財源の問題でありますとか、それから施工の問題でありますとか、やり方でありますとか、そういったところは住民の皆さんにしっかりと説明できるような対応を、今後は心がけていきたいと思っております。

議 長 よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 6の2の林業費の中の地域おこし協力隊員のことについて、お伺いします。

今回の協力隊員さんの活用なんですけれども、今までの協力隊と違って、地域課題の解決という形ではなくて、林業の担い手育成、人材育成という形の新しい形の、うちの町では協力隊員の活用だったと思うんですけれども、今年度からやったと思うんですけれども、何人の募集に対して、今、何人来られて、特に今回、研修指導体制の変更と書かれていますけれども、どこにお願いしたのが、どういうふうに変更になったのか、お伺いいたします。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

林業戦略課が所管する地域おこし協力隊においては、昨年度、5名の募集を行いました。その中から3名の応募がございました。そのうち1名は、応募を取り下げたため、2名の応募がございました。今年度2名の採用をいたしたところでございます。

指導研修につきましては、活性化センターのほうに委託をしており、当初は2名が1組になって、1人の指導者について、研修を行うという予定がございましたが、指導者の目が届かないということで、マンツーマンの指導体制に変更したということにより、今回、業務委託料を増額いたしました。

以上でございます。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 今回、マンツーマンの指導ということになったということなんですけれども、初年度ということなんですけれども、林業戦略課長の目から見て、今回のこの地域おこし協力隊を活用して、林業の担い手を増やすということについて、どのように評価されておりますか。今後も続けるべきであるとか、しっかりと育てている、どのように評価されているかお伺いします。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

今年度、2名の協力隊員は、非常に熱心に研修に取り組んでおられます。今現在、技術的にも、ある程度、技術を習得しているものという理解をいたしております。

来年度につきましても、2名募集を予定しております。

以上です。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 今年の2月にお配りいただいた資料の中で、この林業に関する地域おこし協力隊、毎年5名、5名、5名というふうに募集するという計画であったんですけども、今年2名、来年も2名ということに変更されるということだと思っておりますが、研修指導をマンツーマンにかえて、しっかりとやるというふうにされたということなんですけれども、これ増やしていったら、そういう指導体制ですか、教える方、その辺の人材、逆に教えるほうの人材確保というのは、しっかりと考えられておられますか。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

指導者につきましては、今現在、個人事業主、いわゆるひとり親方の方をお願いしております。管理につきましては、林業商社のほうに管理をお願いしているわけですが、今、現状で研修を、その3名の方に行っておりますが、事業主の方の業務形態によっても、指導方法が変わってきますので、指導者を増やすという方向性で、今、検討はいたしております。

以上でございます。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 最後にしたいと思うんですけども、今、課長のほうから答弁もありましたけれども、この管理については、林業商社、できたところをお願いしているところなんですけれども、しっかり事業計画にも出ていると思うんですけども、これをアドバイスするというか、指導していく中で、林業商社にはしっかりと収入が入っていくという体制になっているんですか。幾らぐらい、林業商社が、これによって収入を得られているのでしょうか。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 大原議員の質疑にお答えいたします。  
林業商社への委託でございますが、これに関しましては、年間何日、何名という形で積算をして、委託を行っております。  
額に関しましては、手元に資料ございませんので、また後ほどお答えをさせていただきます。  
以上です。

議 長 そのほか、質疑ございますか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。  
お諮りします。  
本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思  
いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 8 5 号は、所管の常任委員会に付託することに決定いた  
しました。

議 長 日程第 9、議案第 8 6 号「令和 4 年度久万高原町国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第 2 号）」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

|       |  |
|-------|--|
| 沖中課長  | 議案に基づき説明   |
| 議 長   | 提案理由の説明が終わりました。<br>これより質疑を行います。<br>質疑される方はございませんか。<br><br>(なしの声)   |
| 議 長   | 質疑なしと認めます。<br>お諮りします。<br>本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたい<br>と思っておりますが、御異議ございませんか。<br><br>(異議なしの声)     |
| 議 長   | 異議なしと認めます。<br>したがって、議案第86号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決<br>定しました。   |
| 議 長   | 日程第10、議案第87号「令和4年度久万高原町国民健康保険診療所事業<br>特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。<br>提案理由の説明を求めます。<br><br>(渡部病院事業等統括事務長を指名) |
| 渡部事務長 | 議案に基づき説明   |
| 議 長   | 提案理由の説明が終わりました。<br>これより質疑を行います。<br>質疑される方はございませんか。   |



(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにした  
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第87号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決  
定しました。

議長 日程第11、議案第88号「令和4年度久万高原町後期高齢者医療保険事業  
特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第12、議案第89号「令和4年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 89 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第 13、議案第 90 号「令和 4 年度久万高原町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
  
(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。  
  
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。  
  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 90 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第 14、議案第 91 号「令和 4 年度久万高原町公共下水道事業特別会計

補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（辻本環境整備課長を指名）

辻本課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第15、議案第92号「令和4年度久万高原町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（辻本環境整備課長を指名）

|      |   |
|------|---|
| 辻本課長 | 議案に基づき説明  |
| 議長   | 提案理由の説明が終わりました。<br>これより質疑を行います。<br>質疑される方はございませんか。<br><br>(なしの声)                                |
| 議長   | 質疑なしと認めます。<br>お諮りします。<br>本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思<br>いますが、御異議ありませんか。<br><br>(異議なしの声)  |
| 議長   | 異議なしと認めます。<br>したがって、議案第92号は、産業建設常任委員会に付託することに決定し<br>ました。  |
| 議長   | 日程第16、議案第93号「令和4年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補<br>正予算(第1号)」を議題といたします。<br>提案理由の説明を求めます。<br><br>(小野林業戦略課長を指名) |
| 小野課長 | 議案に基づき説明  |
| 議長   | 提案理由の説明が終わりました。<br>これより質疑を行います。<br>質疑される方はございませんか。  |

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思  
いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第93号は、産業建設常任委員会に付託することに決定い  
たしました。

議長 ここで10分間休憩をいたします。 (午後 2時10分)  
現在、2時10分です。2時20分再開いたします。  
休憩中に換気をお願いいたします。

(休 憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 2時20分)

議長 冒頭、理事者のほうから、先ほどの質問の答弁について、補足をいたしたい  
という申出がございましたので、答弁をいたさせます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 瀧野議員の質疑の中で、お答えできなかった点について、御報告させていた  
だきます。  
太陽光発電のガイドラインに基づく届出の件数と面積でございます。届出が、

現在7件ございます。面積につきましては、8万4,270平米でございます。  
以上でございます。

議長 続きます、小野林業戦略課長。

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長 先ほどの大原議員の質疑に対して、答弁いたします。  
商社に対しての協力隊の管理委託料の金額でございますが、159万5000  
0円でございます。  
以上です。

議長 それでは、議案続けてまいります。  
日程第17、議案第94号「令和4年度久万高原町立病院事業会計補正予算  
(第1号)」を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、御説明いただいた中で、収益的収支のところについて、お伺いをしたい  
と思います。

この収益的収支において、入院収益の減少と、コロナ関連の病床確保事業補

助金増額、この関係性について御説明をいただきたいと思います。

議長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症にかかる医療機関といたしましては、令和3年7月から、コロナ疑い患者の協力医療機関として、また令和4年4月からは、コロナ患者臨時的受入りに係る重点医療機関等として、県から指定を受けています。

その関係で、コロナ病床確保料の支援を受けているところでございます。

現状といたしましては、令和4年2月から3月にかけて、令和8年から9月にかけて、それから11月から本日までにかけて、合計8名の患者を受け入れております。

このコロナの確保病床の支援金でございますが、コロナの協力病院の医療機関として、指定を受けるに当たりまして、令和3年9月から看護職員の人材不足等もよりまして、看護基準確保のために、病床利用の調整を行いながら、看護の質を担保するとともに、コロナの患者を受け入れる病床の確保を行っているところでございます。

実際の受入れについては、看護業務の負荷が増えることを勘案いたしまして、さらに病床利用の調整を行う必要がありまして、ぎりぎりの職員体制ではございますが、現在、運営をしております。

このコロナの病床確保料につきましては、看護体制の担保、それからコロナ患者の受入病床の確保のための減少分、この両要因を補完しているのが現状でございます。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 それでですね、今後の入院収益の減少の方向性について、どのようにお考えになっているかについても、お伺いします。



議長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 入院病床の方向性でございますけれども、現在もコロナの蔓延が続いておりまして、現在も、コロナ患者の受入れを行っております。

そういった観点から言いまして、今後も現状の病床運営を続けていくという方向性の予定でございます。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ということは、令和5年度4月以降についても、当分、厳しい状況、現状のような体制でいかなければいけないと、そういう意味では、非常に厳しい状況であるということでしょうか。

議長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 やはりコロナ患者の受入につきましては、看護職員の業務の負荷が非常に増えるというところもございます。

そういったこともございまして、現在の病床利用を上げる、または現在の看護師の人数からいって、これ以上の病床利用を増やしていくという現状にはないのが、本来のところでございます。

今年度につきましては、現状の運営等続ける必要があるかと思っております。

議長 岡部議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 先ほど来からの説明で、看護体制、職員のこと踏まえて、ぎりぎりの体制だといったこと。それから、病院の看護基準、これをクリアする意味でも、今

回のコロナ関連の病床確保、こういった事業での継続を、若干まだ見込まなければならぬという、大変厳しい状況が伺えます。

9月議会でも申し上げました、今日も少しそういう看護師不足の関係について、若干増えた部分があるかと思うんですが、若干の、様々な体制整備に向けた方向性、そういったものがまだ少し見えないんじゃないかなと思います。早急にその解消策に力を入れないと、今後、大変なことになると心配をしておりますが、今現在でもぎりぎりですが、今後どのように対応されるのでしょうか。

議長 (渡部病院事業等統括事務長を指名)

渡部事務長 看護師の不足というところでございます。看護師の不足につきましては、現在も採用活動を継続して、随時行っているところであるとともに、11月には1名の看護師の採用に至っております。

また、この1年で3名の看護師、それから1名の看護補助者が、育児休業から予定よりも早く復帰していただけるというところでございます。

また、もう1名の看護師も、養育条件を整えば、予定より早期に復帰していただけるというような状況が続いております。

また、これまで採用いたしました看護師、新人看護師、3年未満の看護師が、現在、夜勤の業務にひとりで就くことができておりません。そういったところで、復帰していただける看護師ができるとともに、これらの看護師の教育を、夜間業務の教育を充実させて、現在の根本的な人材不足の解消につなげたいと思います。

なお、この看護師につきましては、5名おりますけれども、新人看護師ですね。2名は12月から本格的な夜勤業務に就くこととしております。

以上です。

議長 岡部議員、よろしいですか。

そのほか、質疑ございますか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。  
お諮りします。  
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託し、審査することにした  
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第94号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決  
定しました。

議長 日程第18、議案第95号「令和4年度久万高原町簡易水道事業会計補正予  
算(第1号)」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
お諮りします。  
本案については、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたと思

いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 お諮りします。

日程第19、報告第22号から、日程第22、報告第25号までの決算特別委員会議案審査結果報告の4件については、関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、報告第22号から報告第25号までの4件を一括議題とすることに決定しました。

委員長の報告を求めます。

(瀧野 志決算特別委員会委員長を指名)

瀧野委員長 久万高原町議会決算特別委員会委員長としまして、決算特別委員会審査報告を、ただいまからします。

令和4年第5回久万高原町議会定例会におきまして、当委員会が付託を受けた、次に掲げる決算の審査の経過並びに結果を、下記のとおり報告をいたします。

令和3年度久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算。

令和3年度久万高原町立病院事業会計決算。

令和3年度久万高原町立老人保健施設事業会計決算。

令和3年度久万高原町簡易水道事業会計決算。

審査期間におきましては、令和4年10月4日、6日、11日、19日、11月4日の5日間であります。

審査経過について、報告をいたします。

当委員会は、町当局から提出されました決算資料及び監査委員の決算審査意見書などに基きまして、予算及び事業の適正かつ効率的執行並びに主要施策の成果に主眼を置き、担当職員の説明を聴取し、慎重に審査した結果、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

決算内容について、報告します。

1、久万高原町一般会計及び特別会計歳入歳出決算。

令和3年度の一般会計及び特別会計の決算状況は、歳入総額154億1,814万円、歳出総額141億5,326万円でありました。

そのうち、一般会計の歳入歳出決算の状況は、歳入総額115億721万円、歳出総額105億756万円で、差引額が9億9,964万円となっております。

この額から、翌年度へ繰り越すべき財源、1億7,678万円を差し引いた実質収支は、8億2,286万円となっております。

決算に係る係数等につきましては、監査意見書や決算説明資料のとおりであります。

主要な財政指数で当年度決算を見ていきますと、財政構造の弾力化を判断する経常収支比率が81.3%と、昨年よりも4.7ポイント改善しましたが、財政の硬直状態は続いております。今後も財政の健全化に努めることが必要であります。

一般会計と特別会計を合わせました起債残高は、前年度と比較しまして3億7,461万7,000円増加し、114億357万8,000円となっております。

実質公債費比率は10.4%と、0.7ポイントの減少となっております。

なお、基金全体での現在高は、60億6,055万7,000円で、前年度と比較しまして、8,623万7,000円の減であります。

財政調整基金、防災減債基金、環境保全基金などの取崩しによる減でありま

すが、今後もそれぞれの基金設置目的に沿って、有効かつ効率的な運用が望まれると思います。

一般会計の歳入では、町税において、前年度より2,539万円の減、地方交付税は、2億908万円増となっております。

税収確保対策は喫緊の課題であり、基幹産業であります農業、林業をはじめとする産業振興により、町民の収入を増やし、また移住の促進により、納税者を増やすなど、町全体の課題として、税収の確保に不断の対策を講ずるべきであります。

総務課について、報告をします。

財政につきましては、決算額を適正に分析し、将来的な見通しを加えた説明を求めたい。特に地方交付税に頼った財政運営となっておりますが、国におきましても、歳出要因が増大する中で、現在の金額が将来にわたった交付されるという保障はなく、しっかりとした長期の財政計画を樹立し、確実に実行されることを望みます。

また、歳入歳出決算の一連の流れの中で、効果については、深く検証し、住民の皆さんに理解いただくための努力を惜しむべきではないと思います。

次に、危機管理についてであります。

避難所の耐震対策や防災センターの有効活用など、懸案事項もあるので、少しずつでも前進させること。特に、高齢者や障害者に配慮した、本町独自の安全安心対策を求めたいと思います。

その他、総務課関係では、DXや企業版ふるさと納税の推進、支所の有効活用、地域運営協議会の支援など、多くの課題がありますが、特に長年の懸案事項となっております住民の移動手段については、町全体の課題として、担当課を決めて、責任を持って実施することを求めたいと思います。

次に、まちづくり営業課であります。

多くの事業を展開しておりますが、町として、重点目標を定め、プロ人材の活用も視野に入れて、的を絞った、将来につながる事業を早急に、官民、町民共に進めることを求めたいと思います。

まちなか交流館につきましては、施設を有効利用することにより、経済活動を育むことが期待されており、設置目的を共有し、利用と効果が可視化できる

ことを求めたいと思います。

また、民間と行政が協力して、町への呼び水をつくることが必要と考えられますが、民間との協働が不足しており、町内の方々の評価は得られてないというふうに思っております。

さらには、町のPRについても、強く求めておきたいと思います。

また、LPWAについては、利用者の増加とさらなる有効利用のほか、光回線の確保への引き込みが遅れているとの声もあり、行政として、可能な限りの対応を求めたいと思います。

次に、環境整備課であります。

家庭ごみの出し方についてのトラブルが散見されるので、行政として、適切に指導することのほか、不法投棄については、監視カメラを設置するなどの対策を施し、警察とも協力して、対応することを求めたいと思います。

次に、消防本部消防署。

消防署は、住民の安全安心に直結する部署であり、高い機能を持った消防車や救急車、ドローンの導入などを進めており、今後も有効活用を前提に、高機能なものへの更新を求めたいと思います。

また、快適で機能的な支所の有効活用、コロナ禍や職員の一時休業など、社会環境の変化による定数の変更、自主防災組織の活用、消防団の維持、老朽化した施設整備などについては、本庁所管課として、しっかりと連携して、対応されたいというふうに思います。

また、昨今、マスコミでもたびたび取り上げられておりますパワハラやセクハラの防止についても、しっかりと指導するほか、定期的な救命講習会なども開催し、住民のための、快適で規律ある組織づくりを求めたいと思います。

次に、教育委員会事務局であります。

町内の幼稚園、小学校、中学校においては、児童生徒の減少によりまして、様々な検討が必要な時期が到来しております。久万高原町とこども園の連携につきましても、将来的な観点に立って、合理的な運営を模索すべきと考えております。

また、タブレット端末の教育現場での使用も浸透してきましたが、効果の検証と、さらなる活用を求めたいと思います。

また、教員住宅が活用されていないのは、施設が問題なのか、それ以外の問題なのか、明確にした上で整備、撤去、その他有効利用について、検討するほか、不登校やいじめ、上高の振興対策についても、対策を求めたいと思います。

また、公民館の建替え要望につきましては、学校との併設など、合理的に検討するほか、事務事業をデータ化し、効率化を進めること。施設修繕には、迅速に対応すること。また、社会教育につきましては、イベントの共催や、移住者との交流など、新たな取組を求めたいと思います。

次に、保健福祉課であります。

夫婦の共働きが定着する中で、少子化が進行しており、将来的な民間のこども園の支援の検討、障害者施策や引きこもり対策、高齢者施設の見守りや災害対策、特に災害時の避難や介護については、技術が必要であり、関係機関との連携の中で、福祉施策全般について、さらに一步踏み込んだ取組を実現させることを求めたいと思います。

また、福祉保健対策につきましては、常に現場に足を運び、住民の声を聞いて、予防対策を充実させる取組を求めますとともに、老人ホームについては、拋出の面積や、バリアフリー化など、課題もありますが、可能な限り、高齢者にとって快適な環境を整えることを求めたいと思います。

次に、ふるさと創生課であります。

地域おこし協力隊につきましては、町にとって必要な人材を明確にした上で、ミッションを提示し、採用に応じてミスマッチが生じないように配慮すると共に、任期明けには、町内に定住できる環境を整え、また移住促進につきましても、おためし住宅の充実や、仕事の紹介と共に、下見の段階でしっかりと調整し、町として、総合的に連携した取組を求めたいと思います。

また、美術館、天体観測館、山岳博物館の3館につきましては、稼いで運営するというを基本にした施策の展開が必要であります。合わせて、将来的な検討も行うべき時期が来ているというふうに思います。

また、白銀荘や姫鶴荘、天体観測館下のグラウンド、千本高原などの観光施設につきましても、利活用について検討をし、今後の方針を明確にすることを求めたいと思います。

次に、農業委員会事務局であります。



耕作放棄地対策については、農業委員及び農地利用最適化推進委員で協議し、諦めることなく、具体的な対応を求めたいと思います。

次に、農業戦略課。

農業振興につきましては、総合戦略に具体策が明示されており、その内容に沿って、少しでも施策を進めること。また、新たな需要に対して、迅速に対応し、農家が稼げる施策を実施するために、農業基金の創設など、対応策を検討すること。加えて、水田は農地保全に有効であるが、米価の下落により、維持が難しい状況であります。

農業公社の役割でもあります農作受託団体の育成とともに、中山間の直接払いだけに頼らず、独自の対応も考えるべきだと思います。

次に、住民課であります。

マイナンバーカードは、取得率も上がってはきましたが、取得するメリットが実感できず、個人情報に関する警戒感も強い。今後の社会環境の中では、カード利用が加速することが予測され、町としても、普及促進を急ぐ必要があるのではありませんか。

まずは2万ポイントが付与される特典を、高齢者が簡単に享受できる取組に務め、合わせて町内消費が高まる仕組みを検討することを求めたいと思います。

また、地域医療に関する審議会が開催をされましたが、町民全体に関係することでありまして、詳しい情報の開示、及び財政の地域医療の問題についても、検討を求めたい。また、税については、高いレベルで徴収率を伸ばしており、評価しますが、税と負担の公平性を確保するため、滞納、繰越分をついても、さらなる努力を求めたいと思います。

次に、建設課です。

森林環境譲与税により、細かな対応ができるようになりましたが、災害対策には、排水施設の管理が重要であり、管理組合の育成支援と、採択基準を満たさないがけ補助においても、負担率は10%に軽減をされました。設計変更により、大幅な増額が生じる場合は、地元と十分な協議を行うこと。残土処理場の工事は、早期完成を目指すこと。橋梁の修繕につきましては、しっかりと計画の中で、優先順位をつけて実施することを求めたい。

また、住民の滞納対策につきましては、諸事情あるにしましても、しっかり

とした対応を求めたいと思います。

次に、林業政略課であります。

L P W A の有効活用、補助事業の周知徹底、商社の活用を視野に入れた将来計画の策定、森林の伐採トラブルを未然に防ぐ仕組みづくりなど、課題は多くなりますが、森林環境譲与税を活用し、今後 10 年間で林家の所得が増加する取組を早急に求めたい。

また、上げ相場するときには、休日をとわず、市場をあけるなど、関係団体とも協議して、林業振興に取り組む姿勢を求めたい。

特別会計であります。

#### 1、国民健康保険事業特別会計。

医療・福祉・保健制度の充実によりまして、健康保険担当課は、縦割りの中での対応が難しくなっており、各課を横断する組織の検討が望まれると思います。

2 番目に、国民健康保険診療所事業特別会計につきましては、人口減少によりまして、受診者数も先細りとなっており、将来に向かって、診療所の経営方針を、慎重かつ適切に検討を始める時期ではないかというふうに思います。

#### 3、後期高齢者医療保険事業特別会計。

愛媛県後期高齢者医療広域連合の予算管理に基づいた歳入歳出処理を行っております。

#### 4、介護保険事業特別会計。

保険料の徴収率の向上について、保険福祉課としての取組を求めたい。

#### 5、訪問看護事業特別会計。

訪問看護事業につきましては、町民に寄り添った活動を期待をしたと思います。

次に、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計。次に、浄化槽事業特別会計。

下水道 3 事業につきましても、起債償還も進んでおりますが、今後は経年劣化による修繕費の増大も見込まれ、歳入も大きく不足しており、歳出も含めた検討と、代替設備として、合併浄化槽の推進も視野に入れた将来契約の策定を求めたいと思います。

凶荒予備事業特別会計。

奨学金事業については、定住促進の観点から、一定の条件のもと、免除の仕組みも検討されたいと思います。

10、分譲宅地造成事業特別会計。

完売の見通しであり、早期に住宅が建築され、町道や家の効果が発揮されることを、早急に望みます。

事業会計。

1、久万高原町立病院事業会計。

看護師の不足により、病床の制限をせざるを得ない状況であり、これにより、人件費率が100%近くにまで上昇していることは、緊急事態といえる。

看護師の不足については、あらゆる対策を講じて、一日も早い健全経営を求めたい。また、看護師が不足する真の理由を分析し、対応することが重要であり、職場環境やメンタル面については、本町の人事担当課とも協力して、対応していただきたいというふうに思います。

2、久万高原町立老人保健施設事業会計。

老人保健施設あけぼのにつきましては、現行の制度上、50床では将来的にも黒字化できる見込みはないことに加えまして、介護士の不足により、50床での運営も危ぶまれる状況であります。

介護ロボットや、パワースーツなどの先端機器により、職員の負担軽減を積極的に図ると共に、人材確保に努め、病床の制限を回避することを求めたい。

3、簡易水道事業会計。

非常水道につきましては、しっかりとした経営を求めたい。また、高齢化により、地元施設の維持管理が困難になっております。膜ろ過施設の推進など、地域住民の負担の少ない、効率的な施設の改修を、計画的に行うこと。また、収納対策に努めることを求めたいと思います。

それでは、最後に、全体を通しまして、各課それぞれ行政課題を抱えておりまして、町長の指導のもと、町職員は懸命に努力している姿も感じられたというふうに思います。

今年度の決算審査におきまして、特に気づきました3点について提案をし、総評としたいと思います。

1、人材不足が現実を感じられるようになったこと。

町立病院や老人保健施設の医療、介護職だけでなく、全ての職種において、公募しても応募がない状況が顕著になっている。既に支障を来している業務もあるが、一刻も早く職場環境の改善と、賃金の検討などに取組、町の事業に支障が生じることのない対応を求めたい。

仕事自体が計画的でなく、情報の共有ができていないと感じました。

2、各課を横断して、調整する組織の必要性。

保健、医療、福祉の関係。また、危機管理と消防など、従前の縦割りでは迅速な対応が難しくなっており、複雑化する行政事業に応えるために、各課を横断して、総合的に調整する組織の設置について、検討を求めたいと思います。

無駄、むら、無理のないことを、各課の中で調整しながら、効率を上げる努力を求めたいと思います。

3、経営の視点を持った計画的な施策の実施。

町は多額の財源を伴う、様々な施策を実施しておりますが、収支やコストを意識して計画し、利益や住民満足度など、費用対効果については、しっかりとした検証を求めたい。

また、それぞれの特別会計、一般会計から繰り入れることによって、順風な経営をされておるとされておりますが、なぜ特別会計として分けておるのかということを考えてみますと、しっかりとした経営、またその経営の課題についても、示すべきであるというふうに思います。

以上、議会は今後とも、その動向を注視したいというふうに思います。

報告とさせていただきます。

議長

委員長の報告が終わりました。

これより、一括して質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引き取りください。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

報告第22号から報告第25号までの4件は、一括して委員長報告のとおり認定したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、報告第22号から報告第25号までの「決算特別委員会議案審査結果報告」の4件は、一括して委員長の報告のとおり認定しました。

議長 日程第23、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり、本会議の会期日程等、議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありましたので、了承いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件は、承認すること

に決定しました。

本定例会の付託議案について、各委員会は会期中に審査し、12月16日の本会議で委員長報告をお願いいたします。

お諮りします。

本日の会議は、これにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これにて散会することに決定いたしました。

本日はこれで散会いたします。 (午後 3時02分)

なお、8日は、午前9時半から総務文教厚生常任委員会、終了後に産業建設常任委員会を、議員控室で開催して、付託議案の審査をお願いいたします。

また、12月16日は、午後1時30分から開会いたします。

事務局 (終礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員